



平成 20 年 5 月 15 日

各 位

会社名 テイカ株式会社
代表者名 代表取締役社長 竹内 千秋
(コード番号 4027 東証・大証 各第1部)
問合せ先 代表取締役専務取締役 杉江 一彦
(TEL 06-6208-6400)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、ここに下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益の向上を図ることを目的とし、平成 20 年 5 月 15 日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入を平成 20 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会に付議することを決定いたしました。

買収防衛策の導入等につきましては、株主の皆様の意思を反映させるため、これを株主総会の決議事項とし、当社定款にその根拠規定として変更案第 18 条を新設するとともに、現行定款第 18 条以下の条数を 1 条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
〈新設〉	第18条(株主総会決議事項) 株主総会は法令又は本定款に定める決議事項のほか、 当会社株式の大規模買付行為に関する対応方針をその決議によって定めることができる。
第18条～第42条 (条文省略)	第19条～第43条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 6 月 27 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 20 年 6 月 27 日 (金曜日)

以 上